

令和元年度（2019年度）第2回吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

| | | | |
|-----|--|------|---------------|
| 開催日 | 令和元年6月24日（月） | 開催時刻 | 午後6時30分～9時03分 |
| 場 所 | 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室 | | |
| 出席者 | 埋橋委員、渡邊委員、山本委員、孫田委員、粉川委員、横沼委員、水木委員、高田委員、植田委員、清水委員、山中委員 | | |
| 欠席者 | 峯本委員、林委員、武内委員 | | |
| 事務局 | <p>【児童部】 中野部長 子育て支援課：堀課長、山之内課長代理、芦田主査、橋詰係員 子育て給付課：高田課長 家庭児童相談課：門田課長 のびのび子育てプラザ：宮所長 保育幼稚園室：北澤室長、安井参事、伊東参事、辻野参事、小林参事、湊崎参事、金場主幹、笹川主幹、武田主幹、松永主幹、平野主幹、田中（隆）主幹、遠藤主査、真殿主任、田中主任 こども発達支援センター：岸上センター長</p> <p>【健康医療部】 保健センター：山野参事</p> <p>【地域教育部】 落次長 青少年室：前田室長、高島参事 放課後子ども育成課：海部課長代理</p> | | |
| 傍聴者 | 一般 3人 | | |
| 案 件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 2 幼児教育・保育無償化について 3 量の見込みについて 4 事業計画構成（骨子）案について 5 その他 | | |
| 事務局 | <p>定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年度第2回 吹田市子ども・子育て支援審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>なお、武内委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、開会にあたり児童部長の中野より一言あいさつをさせていただきます。</p> | | |
| 部長 | <p>（開会あいさつ）</p> | | |
| 事務局 | <p>（資料の確認、委員紹介、職員紹介）</p> <p>それでは、議事に入ります。本日は初会合ですので、まず会長及び会長職務代理者の選出をお願いしたいと存じます。吹田市子ども・子育て支援審議会条例第4条第1項には、審議会に会長を置き会長は委員の互選により定めること、また、同条第3項には、会長職務代理者は予め会長が指名することを定めております。まず、会長を選出していただきたく存じます。選出にあたり、ご提案等はございますか。</p> | | |
| 委員 | <p>審議会の充実と発展を期待しまして、今まで経験がおありとお聞きしています埋橋委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> | | |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。ただいま会長に埋橋委員とのお声がございました</p> | | |

が、皆さまいかがでしょうか。

(委員一同拍手をもって賛同)

事務局

ありがとうございます。異議なしとのことですので、埋橋委員に会長をお願いしたいと存じます。埋橋会長におかれましては、会長席に移動願いたいと存じます。

次に、会長職務代理の選出についてですが、会長が予め指名することになっております。埋橋会長から副会長のご指名をお願いいたします。

会長

それでは、峯本委員をお願いしたいと思います。

事務局

ただいま、埋橋会長から副会長に峯本委員とのご指名がございました。本日、峯本委員はご欠席ですが、事務局から説明させていただきます。副会長は、峯本委員にご就任いただきたいと思います。

それでは、埋橋会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。

会長

新しい委員構成になりました。問題、課題、山積でございますが、委員の皆さま方と力を合わせて吹田市の子ども・子育て支援に邁進してまいりたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

議事の進行を埋橋会長をお願いしたいと存じます。

会長

それでは、案件1「特定教育・保育施設等の利用定員の設定について」説明願います。

事務局

(資料1の説明)

会長

案件1について、ご意見ご質問はありませんか。

委員

認定委員が99名ということは、99名まで預かることは可能なのですか。施設の面積要件であるとか。

事務局

そうですね。

委員

ただ、保育士の確保であるとか応募で来られている方が、今50名しかいないという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局

はい。実際には申し込み児童数はもう少しいらっしゃるのですが、保育所の部屋の面積とか保育士の確保の問題で、この人数が今のところ最大ということ です。

委員

わかりました。

会長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

次の案件2「幼児教育・保育の無償化について」説明をお願いします。

事務局

(資料2の説明)

会長

ご意見、ご質問はありませんか。

委員

無償化の件ですが、一度聞いてもなかなかわからないような大変複雑な制度です。一般の保護者の方は無償化が10月から始まることはご存知でも、その具体的な中味についてはよくご理解されていない現状だと思います。無償化という言葉だけが先走っているという感じもございます。その中味を紐解いてみると、非常に複雑、多岐にわたり、理解するにも時間がかかる内容で、しかもこれが10月で今はもう7月にならんとしているという時に、混乱があるかもしれない。実施に関する説明は市報だけではなかなか理解しにくいと思いますが、周知・説明の方法はどのようにお考えですか。

事務局

今施設に通っているお子さんについては、少なくとも保育料の通知をさせていただきますし、今回認定を受ける必要が出てくるので、市から説明をする機会はそのタイミングと考えています。新制度の施設については、保育料の決定通知の中で説明をしたいと思っております。新たに利用給付の対象になっていく施設については、今回日程の申請をいただく際に説明のパンフレットを細かめに作成し、その内容で周知を図っていきたいと考えています。また、新たに施設を利用していく方については、新年度の利用申込み等についても9月から案内を

配布していきます。また、認可外保育施設等に通われているお子さん等については、施設を通して制度内容を聞くことは難しいと思いますので、市民説明会を8月に開催して制度の内容説明をしたいと思っております。

委員

吹田市に関しては副食費をもっているじゃないですか。主食費をもって、副食費を出してもらおうという話はなくなってしまったのですね。給食に関しては全て保護者に出してもらおうということなのですね。

事務局

現状、保育料の中で加算しているという話がありますが、保育施設に関しては副食費を…

委員

インクルードしていますよね、保育料の中に。ところが、主食費に関しては実費という扱いだったのが、聞いたところでは主食費はインクルードするが副食費に関してはお願いしますという話ではなかったですか。全てということでしたか。いつから変わりましたか。最初の方針から給食費に関しては全部外出しという話なのですか。

国が設定しているのは主食費がだいたい3,000円、副食費4,500円ですね。でも公定価格は5,600円ほどになっています。公立保育園ならスケールメリットで大量購入するのかもしれないけれど、民間保育園はどうなるのですか。安かろう悪かろうの給食になる可能性はありませんか。それと徴収は園がするのですよね。その自己負担が増えますよね。

あと、ベビーシッターの話もそうです。僕の友達がベビーシッターの資格となくとも、ずっと預けます。預けて一日中遊ばせてもらって、お金が入りますよね。認可外と認可の事故の差はすごくありますよね。今まではあくまで認可外は認可外でしたが、今度は4分の1負担をするわけですよ。企業主導型はどうなるのですか。今全然把握もされていない企業主導型もここに入ってくるということですか。幼稚園の場合は満3歳からの受け入れということは、2歳児で4月が3歳の誕生日であるということは、11か月は無料になります。穴がすごく多いと思います。吹田市である程度条例を設定しますよね。ベビーシッターもファミサポもそうですが、それに関しては絶対にしないといけないことになるのですか。御上の指令なのですね。

公立保育園は基本的には吹田市が10/10を負担するということですね。民間幼稚園や保育園は吹田市の負担が4分の1です。それによって、公立を多く抱えている市の財政負担は大きくなりますよね。それでまた民営化という話になりませんか。なりますよね。初年度1億いくらの赤ですよ。結局、やりますというのは良いけれど、子どもが多い家庭なら給食費のほうが高いです。パブリックコメントも、これだけ見たらわからないじゃないですか。

事務局

主なところで回答したいと思います。

副食費については、資料3ページの図を再度ご覧ください。現行と無償化後を対照してお示ししています。2番の「上記以外の世帯」が一般的な内容になりますので、そちらをご覧ください。今回実施変更になっていく右端の「保育所等」については、おっしゃるとおり今まで主食費のみが実費で副食費は保育料に含まれていたところが、無償化後は主食費・副食費含めて実費となります。また一番左端にある新制度未移行幼稚園の中で、保育料に給食費を含めていた施設については、主食費・副食費ともに保育料に含めて徴収されていたのが、無償化後はともに実費となります。副食費・主食費を逆転して取り扱っていくというのは、当初から特に検討はされていなかったところかと思います。ただ、おっしゃるとおり、副食費については主食費より単価的には少し高い額が想定されます。今回国の制度は、保育所等の2号認定については高額になってくれば利用調整で利用施設が決まってくるというところもあり、あまり高額になることがないように、今まで公定価格の積算として設定が言われていた副食費4,500円程度を目安に施設で設定するという通知が出るという情報があり

ます。公立施設においてもそこを目安に4,500円程度の金額設定としていきたいと思っています。0～2歳については、今回無償化の対象が主に3～5歳ということで、保育施設に通われるお子さんということしか今のところ主なところはございませんので、0～2歳の給食費については3～5歳とは別に、主食費・副食費全て保育料の中で算定しています。この取り扱いには変更ございませんので、下のお子さんへの影響はあまりないと思っています。

認可外保育施設については、確かに認可と認可外施設の状況が少し違うところがあります。ただ今回の利用給付に関しては、法律上全く利用給付の対象から外してしまうというような枠組みは、市の選択上取れません。ただ、経過措置期間中は待機児童の状況等や市内にある保育施設の状況等も異なることから、届出されている認可外保育施設の全てを対象にすることが原則であるものの、内閣府令で定める基準を超えない範囲となりますが、市町村が特に必要と認める場合においては市町村で基準を設定できます。本市においては待機児童がいる状況ですが、一方で保育の質・安全性は待機児童対策の中でも研究してきた内容ですので、少なくとも保育従事者は経過措置を設けなくても満たしていける最低ラインを考え、基準の設定をしていきたいというのが本市の趣旨です。無償化にあたっては給付の対象から外せないということですが、保育環境を変えないというところを鑑みると、やはり認可施設の整備が基本と考えています。事業計画については、今後確保の方策を具体的に検討していく内容になっておりますが、その方向性では考えていきたいと思っています。

委員 認可外は基本的には3分の1いれば、あとは素人で良い。配置基準とかを守る必要はあるのですか。例えば0歳児なら3対1とか、吹田市で言えば5対1、全国的には6対1ですよね。それを守らせるという網掛けはできるのですか。

事務局 指導監督基準の中で、認可施設と同様の3対1とか6対1という配置基準は元々あります。指導監督という意味では、そこが守られていなければ認可外の適合施設にはならないということです。

委員 何が言いたいかと言うと、こんな緩い基準で税金がもらえるのであれば、誰も認可保育園なんてやりたくないです。認可外をいっぱいつくるほうが楽です。それをもって、これが子ども達にとってのセーフティーネットだと言うのであれば、それは問題だと思います。

事務局 あくまで、今回認可外保育施設等が利用給付の対象になってきておりますのは、認可施設にどうしても入れなかった方でやむを得ず認可外保育施設に在園されている方がいらっしゃるという状況を鑑みて、利用料相当額の給付においては認可外保育施設も対象とするということになっております。

委員 だからあくまで一人歩きしてこれを認めるというのではなく、暫定的に認可外に行かざるを得ないという保護者に関しては当然ながら支給する。ただ速やかに認可施設なりに移るといった前提があつての話です。それは、あくまで吹田市のほうが努力しないとイケないことではないのですか。そういう考え方だけ持っていてほしいと思います。

事務局 保育の量の確保の方策に関しては、今後事業計画の中で今のご意見も参考にしながら対応していきたいと思っています。

事務局 おっしゃっていた低所得者の方々に給食費の負担が大きくなるのではないかというお話しですが、マイナスにならないように制度の作りはなっていると思います。

委員 例えば預かり保育にしても日額450円と書いていますが、25日預けても11,300円に届かないです。だから、何か書き方が変だと思います。

事務局 保育施設等の上限額の均衡というところを出てきた内容かと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 最初の網掛けのたくさんあるところは、難しいなというのが率直なところで

す。うちは最初に認可園に入れて、そのまま卒園までいれる環境にいたから良かったのですが、下のほうになればなるほど変わっていく可能性が見込まれるのではないかと。最終的に認可園に行けるように思っておられる保護者も多いと思いますが、年齢が上がれば定員も増えてそこで空きができてチャンスがあると思います。変わっていく人に関して言うと、その都度どうだったかなというところがあります。先ほどの回答で細かめにパンフレットをとということと、8月に説明会ということでしたが、この場合はこうなりますよというくらい細かいと、毎回説明会に行かないといけなくなる。長男・次男の高校入試の制度が明らかに変わっていて、全然違った印象もありました。お金のことなのでシビアなところもありますので、最初に説明しておくことがすごく大事だと思いました。特に下のほうの段にいる人達のロードマップじゃないですが、説明があったほうが良いと思いました。

2点目は、給食費の副食費の現行から無償化後のところ。未移行の幼稚園から保育所等の4つのカテゴリーに分けられているところがありますが、単純にこれを見ると4つのうち2つでは元々の保育料部分が無償化されるので、無償化だというイメージはありますが、左側の未移行の保育料に含まれている幼稚園と保育所は、無償化と言えども一部無償化という言い方になると思っています。一般的に無償化と言うと、すごく得する気分になると思います。保育料で言うと、高収入の方が今まで高い保育料を設定されていたので、高い保育料だった人が得になるのではないかと。結局、あまり払っていない人はお得感がないという感じがします。人数によってこの幅も違って、半分が無償化で半分が一部無償化という見え方がしますが、元々幼稚園と保育所のカテゴリーで言うと人数に差があります。一部無償化の人が多いのであれば、無償化という謳い文句はかなりリスクがあるのではないかと。国が言っているから無償化なんだろうとは思いますが、お得感がない無償化で卒園したら永遠に消費税が高いまま払い続けていく、結局損をしているという騙された感があるような気がします。何か人数に見合った表現がないのかと思いました。

3点目は、パブリックコメントの回答に関して個人的な印象ですが、冷たく感じました。「内閣府令で定める基準を超えるため設定できないけども、吹田市としてはこう考えています」という表現だと、吹田市に税金納めていて良かった、住んでいて良かったとなるのではないかと。待機児解消に回すべきというの、ある意味うなずけるアイデアの一つだと思います。もちろん今回のテーマとは違いますが、「示しません」と書かれると。パブリックコメントを提出するのは、結構勇気がいることだと思います。「コメントいただいてありがとうございます。」から入り、「そっこのほうでももちろん考えておりますが、今回はテーマが違うので…」みたいな表現をしてほしい。そうじゃないと、「何や、吹田市。」と思われるのは吹田市民としても心苦しい。回答の文末表現を変えていただけたら嬉しいです。

事務局

周知に関しては色々なパターンが考えられるところで、説明については本市でもよくよく検討していかないといけないと思っています。先ほどのロードマップ等のご意見も検討しながら、極力わかりやすい内容でお示ししていきたいと思っています。

無償化の文言については、保育料を場合によっては一部というところがあるのが現状ではあります。国のほうで無償化という表現が先行しているところがありますので、この文言を使わざるを得ないところがありますが、内容をよく説明していくことで、今回の目的である幼児教育の普及推進というところで、それに係る利用料の部分を無償化していくという趣旨の説明をしていきたいと思っています。

最後にパブコメの考え方については、先週までの期間でしたので文言の精査

会長
委員

ができていない部分があります。表現も含めて検討したいと思います。
よろしいでしょうか。他に。

周知のスケジュールに関する事です。実際に私の子供をどこの幼稚園に預けると保育料が無償化になるのか、例えば新制度に移行している幼稚園になるのか、具体的にわかるのがいつなのかということです。5ページにスケジュールがありますが、利用給付の対象施設になるための確認、対象園の通知が9月末、公示が10月、実際に子どもの幼稚園の願書配布が9月頭からになっています。入園申し込みも10月5日から開始されるということで、自分の子供を預ける幼稚園がこの新制度のどこに該当するのか、完全に保育料が無償化になるのか、それとも25,700円まで無償化になる幼稚園なのかということが、いつわかるのか。そういうことは重要な選択の要素になるので、市報だけでなくインターネットを通して書いていただきたいと思います。

事務局

幼稚園の種類については、今回の無償化以前に子ども・子育て支援制度が平成27年度に始まっていますが、そこで種類が分けられています。そのあたりの説明を省略したので、わかりにくかったと思います。幼稚園については、新制度の幼稚園と新制度未移行の幼稚園が既に分けられている状態になりますので、どちらにあたるのかは今でもわかります。今回、新制度未移行幼稚園については、無償化の支給方法についても給付金を上限まで支給するという事で上限設定が入ってきます。行かれる園がどちらにあたるのかは、在園されている方であれば、施設を通して認定手続きや保育料の決定通知の内容を見ていただいて、実際利用される施設で実施される無償化のご案内をしていきたいと考えています。特に未移行幼稚園は、7月から認定申請を在園児についてはスケジュールリングしていますので、このあたりで10月以降の保育料がどうなっていくのか周知していきます。新入園児については、9月頃に願書配布があり入園申し込みですが、8月の市民説明会や市報、ホームページ等で周知をしていきたいと思っております。

会長
委員

よろしいでしょうか。

この審議会の中で、保育・教育の質ということも言われております。無償化の件とずれるかもしれませんが、数は少数だと思いますが認可外のベビーシッターのあたりで現実に嫌な思いをされていることも聞いています。そこへ行かれるお母さんは、本当に切羽詰まった状態です。急な病気、事故、離婚とか、個人的な問題を抱えた中で赤ちゃんを預けないといけない。移行するまでの措置が一番指導監査の中の質を充実させていくような施策をしてほしい。ここに表現されないかもしれませんが、吹田市の中で検討してほしい。

会長

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問がなければ、次の案件3「量の見込みについて」説明願います。

事務局

量の見込みについては、保育幼稚園室から教育・保育をご説明してご意見をいただいた後、子育て支援課から地域子ども・子育て支援事業についてご説明し、ご意見をいただきたいと思います。

事務局

保育幼稚園室から次期の子ども・子育て支援事業計画の質の確保量及び確保策についてご説明します。

(資料3-2の説明)

会長
委員

ご意見、ご質問はありませんか。

前回は同様の推計をされていたと思います。今説明いただきましたが、前回と違う部分はあるのですか。

事務局

まず1点、基にしている元年当初の実数がありますが、手違いで元々少なめに出ていたようです。そこは補正しています。実際は200人ぐらい多かったようです。そこは手直しして今回の就学前児童数を算出したので、少し児童数は増えています。今回さらに要保育児童数として保育を必要とする率も掛けて、

保育所はこれだけ必要だという基になる数字を算出しました。就学前児童数は、当然そのうちの半分近くは幼稚園に行っていますし、残りの半分ぐらいは保育所に行っておられるという数字です。ただ、要保育児童数はあくまでも保育所に行きたい、もしくは認定こども園の2号枠に行きたい、あと幼稚園でも長時間預かりをされているところに行きたいというのが、2号の方です。それらを必要とする児童数を今回初めて算出したということです。

委員
事務局 要保育率は、今のところ50数%ですか。

地域によって差がありまして、南のほうが高いです。資料は付けていませんが、JR以南の1歳・2歳は50%を超えています。千里山とかあたりは、そこまでいっていません。やはり南のほうがどちらかと言うと高く、北のほうがある一定抑えた、全体的には毎年上がっていますが。

委員
事務局 でも、無償化によって潜在意識は上がりますよね。

今回算出する時に先ほど言ったように無償化で認可外とかに行っておられる方も全部申し込まれて、認可に希望されるものとして保育所は整備していこうと考えています。

委員
事務局 ただ、全国的な60%までは。

吹田は多分いかないと思います。吹田市全域でも39.5ぐらいで40%を切っています。もう少し上がる可能性はもちろんありますが、60%はハードルが高いとは思っています。

委員
事務局 60%になれば、大変なことになりますよね。

大変ですね。近くに保育所だらけになってしまいます。

委員
事務局 結局倍になって箱は増えているけれど、結局マンパワーが足りていないということになるのですか。

小規模が多いということで、倍になっても小規模は人数が少ないので小さいです。それと、小規模以外も保育所や認定こども園もつくっています。ただ、4歳・5歳は空いています。3歳は先ほど言ったように行き場がない方が多い。

会長 よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問がなければ、地域子育て支援事業について説明をお願いします。

事務局 資料3-1の児童数の推計と、資料3-3の地域子ども・子育て支援事業、合わせて資料4の説明を続けてさせていただきます。

(資料3-1、資料3-3、資料4の説明)

会長 予定時間を超過してしまいましたが、皆さんよろしいですか。

簡潔にお願いします。今の説明についてご意見、ご質問はありませんか。

委員 学童保育の立場から話します。就学前まではこのように確保されていくと感じますが、ずっと学童保育に関して課題があることをこの場でも話させていただいています。

会長 後で留守家庭児童育成事業についての説明があるので、その後にまとめてお願いできますか。

委員 はい。

会長 他にご質問、ご質問は。

委員 地域子育て支援拠点事業の中に、児童館や児童センターも入りますよね。

事務局 入らないです。

委員 それは何故ですか。

事務局 拠点というわけではないのですが、育児教室等を週3回1日5時間以上するという決まりがあり、児童館では時間的にはそこまで。

委員 日常的なことは入らないということですね。

そこの要件からは外れてしまうということになります。

事務局 会長 よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問がなければ、最後の「(5) その他」について事務局からお願いします。

| | |
|----------|--|
| 事務局 | <p>その他として3点ございます。1つ目が、吹田市保育所等利用調整基準の改正に係るパブリックコメントの実施報告について、2つ目が前回5月20日開催の審議会で委員の皆さまから留守家庭育成事業について様々なご意見をいただいたところでございます。そのことについて、担当課から報告をさせていただきます。3つ目が審議会の次回開催予定についてです。</p> |
| 会長 | <p>それでは、吹田市保育所等利用調整基準の改正に係るパブリックコメントの実施報告について、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>現在6月3日から7月2日かけて、利用調整基準の改正を予定しております。それに対する骨子案のパブリックコメントを発出しておりますので、概要について説明いたします。</p> |
| 会長 委員 | <p>(概要説明) ご意見、ご質問はありませんか。 内容的にはそのようにしていくことで平等になっていくだろうと読んでいました。学童保育の立場で言わせていただくこととなりますが、学童保育の指導員は全員非正規である中で、正規・非正規の指数の廃止は有難いように見えます。3番についての話となります。「(正規・非正規)による指数差の廃止」というところで、正規・非正規に関わらず就労日数及び時間とあります。保育の時でもそうですが、残業どれだけしても9時・5時ならそう書かないといけないところですよ。ところが、学童保育の先生方は午後からの勤務になり、勤務時間はすごく短い。これは理解していただけますよね。その中で夏休み・冬休み・春休みは8時30分から働かれています。ところがこれは、時間外です。年間通した時に時間外で春・夏・冬にどれだけ働いても、時間外なので数値として上がらない。もし保育を利用したいお父さんやお母さんである学童の指導員の場合は、どれだけ働いても他の人に比べると点数が低くなってしまいう可能性があるのでないか。先生達の働き方、処遇に関してずっと思っているところです。待機児童の保護者になってしまうということは、さらにまた指導員が減ることになり兼ねない。時間外を入れるのが難しいのはわかっているのですが、単純に時間外で働いているなら日によって違うのはあると思いますが、学童保育の指導員は8時30分から開設しているので、絶対その時間は働いておられます。でも書類上はそうになっていないところに問題が生じるのではないかと。特殊な職種というイメージを持っているので、そういう枠も必要ではないかと。4番は保育士であれば市外在住でも市内の保育士と同様にというのと同じように、学童指導員の枠を作らないと本当にもうやばい状態が続いています。欠員が30人を超えているというのは、単純に割り算しても1校に1人は先生がいない。そういう状況がずっと続いていて、我が子のところも昨年度1名欠員のまま1年間が終わり、今年度は2名欠員のまま進んでいます。2名職員がいないのはやばいと思わないといけないのに、そういう状況が続いています。これは育成課の方々を責めているのではなく、本当にそういう背景の中で働ける人が働けないとなっていくのが怖い。そこの枠は何とかならないかというのが率直なところです。保育士は、こうして優遇されている感じがしますが、学童指導員は優遇されないかなというところです。</p> |
| 事務局 | <p>この件に関しては、学童指導員からも色々ご意見はいただいております。まず、働き方の時間等に関してはお聞きしています。ただ一方で、例えば消防士さんや看護師さん等の24時間勤務の方もおられます。そういった方を一律同じ時間の残業も含めて、もしくは土日の勤務も含めて算出すると、多岐にわたる利用調整を行って、必ずしも全てが均衡に判断できるということではないので、現在は実労働時間で利用調整基準は考えています。次の新基準では契約時間等でも考えるのですが、実際の時間外勤務も含めた形で企業は恐らく証明されないのでは、業種による実情によりけりと思っております。そこをその時間だけ</p> |

見るということは、なかなか次の基準でも難しいと思っております。また、保育士の利用調整の加点を付けているのは、保育士の確保が難しく、せっかく枠を設けてもそこに保育士が集まらず定員どおりの受け入れができない現状があるので、今回さらなる保育士枠の利用調整の検討は進めていますが、一方で学童指導員になった時の待機も連動していますので、問題に関しては我々も認識はしているのですが、待機児童数は解消しても未利用児童数の解消には至っていない現状があります。これも、福祉職の方からもご意見をいただいています。他の職種等も踏まえて、保育枠の拡大に寄与しないところでどこまで拡充できるのか今後も検討材料にあると思いますが、今すぐに解消されるのかという点と今後も引き続き検討したいと思っています。

委員
委員

結局、働き方の契約内容を変えないと仕方がない。

来年度がそのタイミングなので、それを後でお願いしたいと思うところではあります。要はそれで待機児童になってしまうことによって人が減ることの責任は、これで取らないといけないと思います。そこに参加している自分もその責任を負うと思うと、検討しますという言葉よりもう一步前向きな回答がほしかったと思いました。

会長

他にございますか。

それでは次に、留守家庭児童室育成事業について説明願います。

事務局

前回の審議会において留守家庭児童育成室に関する具体的な方策についてのご意見をいただき、ありがとうございました。本日は現段階での状況を報告いたします。まず、待機児童が発生している育成室から定員に空きのある育成室にバスで送迎を行うことに関して、非常勤の指導員について人件費の余裕があまりなく、また児童によって登室時間が異なりますので、スムーズにバスでの送迎が難しいと考えています。もう一つ、市職員の中に保育士資格等を持つ者を育成室に派遣してはどうかというご意見がありました。市職員は担当室課に配属され業務がありますので、現職場を離れて派遣は難しいであろうと考えています。また、PTA協議会等と懇談会があり、そこでご相談させていただきました。PTAの広報紙等に情報を載せていただけるようになる等、広げてはっています。また、PTAの昼間に時間が空いている保護者に育成室の臨時雇用員として保育を行っていただくことはどうかと考えていますが、現状として臨時雇用員は雇っていないので、採用を検討できるのではないかと考えています。また、児童数が多い学校の周辺に民間学童保育を誘致するのはどうかという提案がありました。規定等が整備されておらず、すぐに誘致することは難しいですが、待機児童解消への一つの方策として考慮していきたいと思っています。いただいたご意見も含め、新たな方策に取り組む際の資料を鋭意作成中です。本審議会でもご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

会長
委員

ご意見、ご質問はありませんか。

今までと違い、回答していただいて有難いと思っています。今日の資料3-2の6ページがすごくわかりやすかった。学童の場合は各校にあるので数としてはありますが、受け入れ可能人数、指導員の欠員も含めて、部屋の広さ等が下の段にあり、上にこれだけ利用児童があつて今後これだけ増える見込みである、令和2～3年度から高学年についても検討するというお話もあったので、そこも含めて見込みの数字があるとわかりやすい。要は、欠員数が数字で出てきていないので、ここの審議会の皆さんにもその深刻さがなかなか伝わりにくい。1～2名いないのがどのような状況なのか。保育で1～2名いなければやばいということはわかりやすいと思いますが、どうしても学童保育の活動そのものが目に見えにくいところがあるのかもしれないのですが、大きな怪我や事故が起きた時の対応は、人数が増えれば増えるほど大変だと思います。1歳児クラスで言うと、おもらしして洗っている間に誰が何人みるのかとなって

くると、その状況が一番危険な時間帯というのが放課後全体の時間帯になると思えば、問題は大きくなると思います。欠員状況も含めた見やすいものをよろしくをお願いします。

会長
委員

他にございませつか。

雇用の仕方の話があると思いますが、先ほど時間のところで難しいという話がありました。要は、フルタイムで働ける環境があれば、書類に何時から何時までと書くことができる。年間通すとかなりの時間勤務されていると聞いていますので、それでいくとそちらを時間外ではなくフルタイムで働ける環境が大事になってくると思っています。現状として余っているぐらい人がいるなら仕方がないと思いますが、欠員状態がずっと続いているということは、何らかの対応を取らないといけないはずです。対応はしているが結果が出ていないことが問題。ずっとこの審議会に出席している中で、欠員数が増えています。審議委員になる前は逆に多かった時代があり、それをどうやって振るかが課題でしたが、欠員は子どもの命に関わる中でそれを放置しているのは難しい。育成課の方はそのようにしたいという思いを持っておられますが、どこかで学童に対する認識が少ないようなので、ここでもっと他の課の方にも認識を共有していただいて、学童を応援してもらえたらと思います。

会長

よろしいでしょうか。

事務局

それでは、審議会の次回開催予定についてお願いします。

次回は8月下旬を予定しています。1か月前くらいにはご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長

皆さんよろしいでしょうか。

本日の審議会は、これで終了します。長時間にわたり、ありがとうございます。皆さんお疲れさまでした。